

令和7年12月16日

～みなとタバコルール宣言登録事業者様へ～

(この通知は、令和7年12月15日現在、港区の制度「みなとタバコルール宣言登録事業」にご登録いただいている事業者様へお送りしております)

みなとタバコルール宣言登録事業制度が変更となります！

日頃より、みなとタバコルールにご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

ご登録いただいておりますみなとタバコルール宣言登録事業制度を以下のとおり変更させていただきます。変更に伴い、現在の登録事業者様に対して登録継続希望調査を実施させていただきます。

つきましては、変更内容をご確認いただき、変更後も引き続きみなとタバコルールの趣旨を理解し、行動いただける場合は、登録継続のお手続をお願いいたします。

制度変更の概要

詳細は2ページ目以降を
ご確認ください

①登録有効期間を最大約5年間の更新制とします。(今まで無期限)

※今後の更新時は、それまでの活動内容についてご報告いただきます。

②その他、定期的な啓発品の配布・メルマガ配信など、事業を強化してリニューアルします。

手続方法

登録継続をご希望の場合は、同封の「みなとタバコルール宣言登録更新申請書」にご記入いただき、以下の送付先へご提出いただくか、➡のQRコードから電子申請によりご申請ください。

申請期限：令和8年2月27日（金）



▲電子申請フォーム

※期限までにご申請がなかった場合には、令和8年2月27日をもって当該事業者様のみ
なとタバコルール宣言登録を終了させていただきます。

お手続完了後、令和8年4月末までに、登録期間を記載した新しい「みなとタバコルール宣言登録証」をお送りさせていただきます。

なお、本調査によりご申請いただいた場合の登録有効期間は令和13年3月31日までとなります。

【送付・問合せ先】

〒105-8511

港区芝公園1-5-25

港区環境リサイクル支援部環境課環境政策係

TEL：03-3578-2506

MAIL:minato05@city.minato.tokyo.jp

～みなとタバコルール宣言登録事業制度の変更点（詳細）～

①登録有効期間の設定について

今まででは原則無期限の登録期間となっていましたが、最大約5年間の有効期間を設けさせていただきます。登録期間終了後も引き続き登録を希望する場合には、一定の期間内に更新の手続が必要となります。

また、更新時に宣言事業者としてどのような活動を実施したかを簡単にご報告いただきます。

<手続イメージ>

令和7年12月16日～令和8年2月27日 登録継続希望調査（本調査）

登録手続

手続しない

令和8年2月27日で登録終了

登録有効期間を令和13年3月31日まで設定

更新手続

手続しない

令和13年3月31日で登録終了

更新手続期間（別途通知）
令和12年12月1日
～令和13年2月28日
手続きの際に活動実績を報告

登録有効期間を令和18年3月31日まで延長

・
・
・

<活動実績報告について>

- 写真等を添付いただきながら、A4用紙1枚程度で簡単にご報告いただく想定です。
- 報告例

- ・社内にみなとタバコルールのポスターを掲示して従業員や関係者に周知しました。
- ・啓発グッズを配布して従業員やお客様に周知しました。
- ・社内ビジョンでみなとタバコルール啓発映像を放映しました。
- ・定期的に地域のクリーンキャンペーンや清掃活動に参加しました。

※今回の登録継続希望調査では、活動内容の報告は不要です。令和13年3月31日の期限更新時にご報告いただきます。

～みなとタバコルール宣言登録事業制度の変更点（詳細つづき）～

②事業の強化について

- ・希望事業者に社内やお客様等への周知用として、定期的にみなとタバコルールの啓発品を配布します。
啓発品例：ちらし、ポスター、文房具、港区喫煙場所マップなど
- ・メルマガ配信
上記の啓発品配布や、その他みなとタバコルールの情報について、定期的にお知らせさせていただきます。更新手続のお知らせなど重要な情報も配信させていただきますので、必ずご確認いただけるメールアドレスのご登録をお願いいたします。

～Q&A～

Q 事業所移転により港区内に事務所がありません。

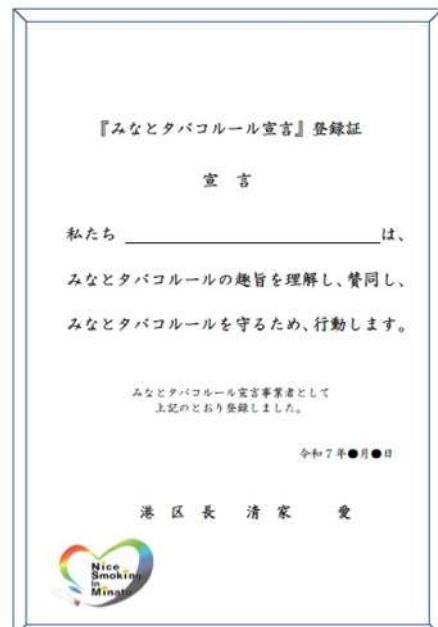
A 本事業に登録できるのは、「港区内に事務所を有する事業所」のみのため、登録継続手続の対象外となります（お手続きは不要です）。令和8年2月27日をもって自動的に登録が削除されます。

なお、本通知は、申請時にご登録いただいている住所にお送りしております。

Q みなとタバコルール宣言登録事業に登録した覚えがないが、この通知が届きました。

A 平成29（2017）年度から開始した事業のため、過去のご担当者様が登録申請されている可能性があります（ご登録いただいた際に、右のような登録証をお送りしております）。引き続きご協力いただける場合には、手続をお願いいたします。

登録証例▶



（参考）区ホームページ

みなとタバコルールについて

みなとタバコルール宣言登録事業について



(宛先) 港区長

みなとタバコルール宣言登録更新申請書

「みなとタバコルール」の趣旨を理解し、賛同し、ルールを守るため、「みなとタバコルール宣言」の登録更新を申請します。

登 録 情 報 ※	事業所名					
	所在地	(〒　-　-　)				
	電話					
	メールアドレス	※みなとタバコルール宣言の情報をお送りさせていただきますので、必ずご記入をお願いいたします				
	URL					
	業種・業態力 テゴリ	<input type="checkbox"/> 小売店・販売店 <input type="checkbox"/> 事務所・オフィス <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> その他（　　） ※□には☑（チェック）をしてください。				
	従業員の数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上				
区のHP掲載について		<input type="checkbox"/> 事業所名・URLともに掲載希望 <input type="checkbox"/> 事業所名のみ掲載希望 <input type="checkbox"/> 掲載を希望しない				
担当者 情報	担当者所属			連絡先 (電話)		
	担当者名					

※登録情報について、登録時に届け出ている場合も、改めて現在の情報でご記入をお願いいたします。